土浦市個人情報保護条例の一部改正について

総務部総務課

はじめに

　本市では，保有している市民の方の個人情報について，常日頃から保護を徹底し，適正に取り扱うよう努めております。

　平成１２年には，個人情報の保護や適正な取扱いに関する総合的な規程である「土浦市個人情報保護条例」が公布され，市職員は，条例の定めにより業務を執り行っている次第です。

　その後，個人情報の保護についての法整備がなされ，平成１５年に「個人情報の保護に関する法律」が成立しました。この法は，個人情報の保護に関する大原則について規定し，併せて地方公共団体の責務として，個人情報を適正に取扱い，必要な施策を策定し，これを実施することを定めております。

　本市においては，これまで，法改正や世情の変動に合わせ，条例の一部改正を重ねてまいりました。

そのような状況を経て，平成２７年に法がほぼ１０年ぶりに改正され，平成２９年５月３０日から施行されております。この改正内容は，土浦市個人情報保護条例においても，規定することが妥当と判断されるものも少なくないため，今般条例を一部改正することで，その内容を適切かつ適正なものとする意向です。

　今回の改正内容は，「個人情報の詳細な定義」「個人識別符号についての定義」「要配慮個人情報の定義」「罰則規定の追加」の４点が大きな柱として挙げられます。

１点目から３点目までが，主に法との整合性を図る改正となり，４点目が市職員などによる個人情報の漏えいに対する処罰に関する規定を追加するものになります。

条例を改正することにより，法との整合性を図り，個人情報の漏えいに対する処罰を定めることで，より一層充実した規程としていく所存ですので，御了知をいただければ幸いです。

平成２９年９月

土浦市長　中川　　清

資料目次

１．改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

２．改正の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

３．改正の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３～５

４．改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６～１５

　①　個人情報の詳細な定義・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６，７

②　個人識別符号についての定義・・・・・・・・・・・・・Ｐ７

③　要配慮個人情報の定義・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８

④　罰則規定の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９～１４

５．その他関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５，１６

　①　地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書

概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５

②　土浦市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿・・・・・Ｐ１６

１．改正の概要

　①　概要

　　今回の条例改正は，大きな柱として４点あり，次のようになっております。

Ⅰ　個人情報の詳細な定義

Ⅱ　個人識別符号についての定義

Ⅲ　要配慮個人情報の定義

Ⅳ　罰則規定の追加

　　それぞれの詳細については，「４．改正の内容」で後述しますが，基本的には，改正をすることでその内容を法と整合させ，個人情報を漏えいさせた場合の罰則規定を追加するものになります。

　②　議会への上程

　　平成２９年第４回市議会（１２月召集予定）への上程とします。

　③　施行日

平成３０年４月１日から施行とする予定です。

④　市民への周知

議決をいただきました後に速やかに市広報紙である「広報つちうら」及び市公式ホームページへ内容を掲載し，周知を図る予定です。

⑤　その他関連事項

　Ⅰ　検察庁協議

　　罰則についての規定を追加する関係で，水戸地方検察庁へ協議を行っております。

　Ⅱ　パブリック・コメント

　　　重要な条例改正となりますので，パブリック・コメントを実施しております。

　　Ⅲ　職員研修

　　　条例の公布後，市職員を対象とした職員研修を実施し，万全を期す予定です。

２．改正の流れ

　①平成２９年７月～９月　検察庁協議

②平成２９年１０月上旬　土浦市情報公開・個人情報保護審議会へ諮問

　③平成２９年１０月中旬

～１１月上旬　パブリック・コメント

　④平成２９年１１月　　　法令審査委員会へ改正条例案を提出

　⑤平成２９年１２月　　　議決（予定），公布

　（平成２９年１２月～平成３０年３月　周知期間）

　⑦平成３０年１月　　　　広報紙「広報つちうら」及び市公式ホームページに記事掲載

　⑧平成３０年２月　　　　職員研修

　⑧平成３０年４月１日　　施行

３．改正の留意事項

　①　改正の要否の判断

【改正が必要と判断される事項】

Ⅰ　個人情報の詳細な定義

　⇒今般罰則を設定するため，従来の包括的な規定ではなく，詳細に定め　ます。

Ⅱ　個人識別符号についての定義

　⇒法改正に合わせ，旅券（パスポート）番号や運転免許証番号に代表される「個人識別符号」について規定し，保護や取扱いの対象とすることを明示します。

Ⅲ　要配慮個人情報の定義

　⇒これまで「センシティブ情報」として運用で取り扱っていた配慮を要　する個人情報について，法改正に合わせ，条例で明文化します。

Ⅳ　罰則規定の追加

　　　⇒個人情報を漏えいさせた職員等に対し，罰則を設定します。

　【改正が不要と判断された事項】

Ⅰ　死者に関する情報

　　　⇒案として，個人情報の定義を「生存する個人に関する情報」とするものがありましたが，死者に関する個人情報も，これまでどおり保護していく意向であるため，不要と判断しました。

　　Ⅱ　個人情報ファイル

　　　⇒個人情報をデータベース化する際は，届出を行う等の改正案がありましたが，本市においては，以前から紙，電子といった形態にとらわれずに，個人情報を取り扱う事務がある場合は，その内容を情報公開室で閲覧に供しているため，この改正についても，不要と判断しました。

　　Ⅲ　非識別加工情報

　　　⇒個人情報について，特定の個人を識別することができない加工を施し，いわゆる※１パーソナルデータ（個人の行動，状態等に関する情報）として，それらを集約した※２ビッグデータを活用することで，消費の動向や人の動線の参考とする潮流があります。

この「個人を特定することができなくなる加工を施した情報」を「非識別加工情報」として定義し，ビッグデータの活用に対応させる案がありましたが，当該パーソナルデータ及びビッグデータの活用は，国などの大きな事業に呼応するものであるため，本市の規模では，現段階では不要と判断しました。

これについては，今後の動向を注視し，必要に応じて見直しを行ってまいります。

　　　※１　パーソナルデータの代表例

→４０代男性，週２回程度Ｓ地区に買い物に出かける。

→２０代女性，ほぼ毎日Ｈエリアの存するスーパーを利用する。など

　　　※２　ビッグデータの代表例

→Ａ地域のＹエリアには，週末は多くの４０代女性がショッピングに　訪れる傾向にある。

→Ｂイベント開催時には，ＣエリアからＤエリアへ動線が生まれる。

　②　罰則に関する検察庁協議

　　今回の改正で個人情報を漏えいさせた場合などの罰則を設定する関係で，その内容について，水戸検察庁と協議を行っており，改正の内容は妥当との御判断をいただいております。

③　要配慮個人情報とセンシティブ情報との関係

従前から運用で取り扱っていたセンシティブ情報は，法による要配慮個人情報よりも，対象となる範囲が広いことから，名称は法に合わせ「要配慮個人情報」とし，従前のセンシティブ情報を内容とする改正を行います。（要配慮個人情報の詳細については，規則に詳しく盛り込む予定です。）



④　罰則の対象者について

　　個人情報の漏えいなどについて，罰則を設けます。対象は市職員のほか，市から業務を委託された事業者の従業員や，指定管理者を含み，元職員や元従業員なども対象とします。

　　さらに，偽りや不正の手段により個人情報開示請求の開示を受けた者に対して，５万円以下の過料を設定します。

　　なお，今回の改正で，土浦市情報公開・個人情報保護審議会の委員に対しても，個人情報を漏えいさせた場合の罰則規定を追加します。

４．改正の内容

　①　個人情報の詳細な定義

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | 現行 |
| （用語の意義） | （用語の意義） |
| 第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。 | 第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。 |
| （１）個人情報　個人に関する情報であって，**次のいずれかに該当する**ものをいう。ただし，**法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報**を除く。 | （１）個人情報　個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るものをいう。ただし，次に掲げるものを除く。 |
| ア　**当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等（文書，図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され，若しくは記録され，又は音声，動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）** | ア　法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報 |
| イ　**個人識別符号が含まれるもの** | イ　事業を営む個人の当該事業に関する情報 |

　　個人情報の定義は，従前は「個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るもの」と包括的に規定しておりましたが，今般罰則を設けることもあり，改正により詳細に定義します。

　　また，対象物は，文書にとどまらずに，例としてＣＤ－ＲやＵＳＢフラッシュメモリなどのメディア媒体に記録された※音声データや動画データも対象とすることを明文化します。

　　※　ＣＤ－Ｒに保存された会議録の音声データ，防犯カメラの動画など

②　個人識別符号についての定義

|  |
| --- |
| **新設（第２条第２号）** |
| **（２）個人識別符号　次のいずれかに該当する文字，番号，記号その他の符号のうち，市規則で定めるものをいう。**  **ア　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字，番号，記号その他の符号であって，当該特定の個人を識別することができるもの**  **イ　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ，又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され，若しくは電磁的方式により記録された文字，番号，記号その他の符号であって，その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ，又は記載され，若しくは記録されることにより，特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの** |

個人識別符号について新たに定めます。

個人識別符号は，種別は大別すると２種に分類されるため，第２条第２号にアとイを設け，それぞれで定義します。

アについては，指紋データや顔認識データのような個人の身体の特徴をコンピュータの用に供するために変換した文字，番号，記号等の符号となります。

一方でイについては，旅券（パスポート）番号や運転免許証番号のような個人に割り当てられた文字，番号，記号となります。

これら個人識別符号についても，今回の改正で定義し，個人情報として保護の対象とすることを明文化します。

個人識別符号の具体例

〇パスポートの番号　〇保険証の記号番号　〇年金手帳の基礎年金番号

〇運転免許証の番号　〇介護保険証の番号　など

③　要配慮個人情報の定義

|  |
| --- |
| **新設（第２条第３号）** |
| **（３）要配慮個人情報　本人の人種，信条，社会的身分，傷病歴，犯罪の経歴，犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別，偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。** |

　　これまで「センシティブ情報」として運用上取り扱っていたものを，今回の改正で呼称を法に合わせて「要配慮個人情報」とします。

　　ただし，法で定める要配慮個人情報は，本市でこれまで扱ってきたセンシティブ情報よりも範囲が狭いため，呼称は「要配慮個人情報」とし，内容をセンシティブ情報の範囲とします。



　　センシティブ情報については，これまで条例第７条第３項に「思想，信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報」という表現にとどまり，詳細までは定義されていませんでした。

このため，今回の改正で，事項の列挙を増やす形で新たに「要配慮個人情報」として定義します。

なお，要配慮個人情報の詳しい項目は，市規則で定める予定ですが，現時点では，以下のような事項を想定しております。

要配慮個人情報の具体例

〇人種　〇思想　〇信条　〇信教　〇社会的身分（嫡出子・非嫡出子など）　〇傷病歴　〇障害　〇健康診断結果　〇医師による指導　〇被疑

〇少年保護　〇犯罪の経歴　〇犯罪により害を被った事実　〇身体特性

〇性格・性質　など

④　罰則規定の追加

　　市職員などによる個人情報の漏えいなどに対し，罰則を設けます。

　　罰則の対象者は，市職員（元市職員），市の事業を委託された従業者の従業員（元従業員），市の指定管理者の指定を受けたものの従業員（元従業員）となります。

　　個人情報の漏えい等の類型を４つに区分したため，４条を新たに追加する改正となります。

　　なお，市職員や元市職員については，地方公務員法上の「守秘義務違反」が課せられており，その罰則の内容は「１年以下の懲役又は３万円以下の罰金」とされています。

しかしながら，今回の改正で，市職員や元市職員などによる個人情報の漏えい等に対する罰則は，守秘義務違反で対処するケースに加え，悪質なものや重大なものに対しては，条例違反として厳罰に処することとなります。

　　Ⅰ　電子計算機による個人情報の漏えい

|  |  |
| --- | --- |
| 罰則の内容 | 刑罰の内容 |
| **電子計算機による個人情報の漏えい** | **２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金** |

|  |
| --- |
| **新設（第３８条）** |
| **第３８条　市の職員若しくは職員であった者，第１２条第１項の規定により委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は同条第２項の規定により公の施設の指定管理の指定を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が，正当な理由がないのに，個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し，又は加工したものを含む。）を提供したときは，２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。** |

　　電子計算機による個人情報の漏えいは，瞬時に大量の個人情報が流出するおそれがあるため，最も厳罰化する必要があります。このため，その量刑は，地方自治法第１４条第３項の規定により地方公共団体が定めることができる罰則内容のうち，最も重いものとしております。

　　なお，当該規定の適用については，作為，不作為を問わないため，例として個人の秘密に該当する事項が表示されたパソコン画面をアクセス権限のない者が自由に閲覧できる状態で放置することなども該当します。

電子計算機による個人情報の漏えいの具体例

（正当な理由がなく，個人の秘密に属する事項を）

〇電子処理ファイルをオンライン送付する。

〇電子処理ファイルをダウンロードしたディスクを手渡す。　など

Ⅱ　不正な個人情報の提供又は盗用

|  |  |
| --- | --- |
| 罰則の内容 | 刑罰の内容 |
| **不正な利益を図る目的で個人情報を提供又は盗用** | **１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金** |

|  |
| --- |
| **新設（第３９条）** |
| **第３９条　前条に規定する者がその業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し，又は盗用したときは，１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。** |

　　不正な利益を図る目的で，個人情報を提供又は盗用した場合の罰則について新たに定めます。

量刑の重さについては，電子計算機によらない個人情報の漏えいであるため，瞬時に大量の個人情報が流出するおそれがないため，電子計算機による個人情報の漏えいと比して，軽いものとなっておりますが，地方公務員法上の守秘義務違反と比較すると，重い設定としております。

不正な利益を図る目的での個人情報の提供又は盗用の具体例

〇個人情報が含まれた台帳を持ち帰り，別の用途で個人的に使用する。

〇名簿業者に個人情報が含まれた台帳を提供する。　など

Ⅲ　職権乱用による個人情報の収集

|  |  |
| --- | --- |
| 罰則の内容 | 刑罰の内容 |
| **職権乱用による個人情報の収集** | **１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金** |

|  |
| --- |
| **新設（第４０条）** |
| **第４０条　市の職員がその職権を濫用して，専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書，図画又は電磁的記録を収集したときは，１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。** |

　　職権乱用による個人情報の収集についての罰則について新たに定めます。

この刑罰の対象は，現市職員に限ります。

本条は，現市職員が職権を乱用させ，個人の秘密に属する事項が記録された公文書を収集した場合の罰則規定になります。

量刑の重さについては，第３９条と同様で，１年以下の懲役又は５０万円の罰金としております。

職権乱用による個人情報の収集の具体例

〇職務に使用しないのに台帳をコピーして保有する。

〇共有データに保存されていた名簿ファイルを，職務で使用しないのにプリントアウトして保有する。　　　　　　　　　　　　　　　など

Ⅳ　不正な個人情報の開示

|  |  |
| --- | --- |
| 罰則の内容 | 刑罰の内容 |
| **偽りや不正の手段により個人情報の開示を受ける。** | **５万円以下の過料** |

|  |
| --- |
| **新設（第４１条）** |
| **第４１条　偽りその他不正の手段により，第１８条第１項の規定により開示を受けた者は，５万円以下の過料に処する。** |

　　誰もが自らの個人情報についてその開示を請求することができる「個人情報開示請求に関する制度」が確立されておりますが，この開示を不正に受けた者に対しての罰則を新たに定めるものです。

この刑罰の対象は，市民や元市民を含めた全ての者となります。

刑罰の種類については，行政罰である過料とします。

量刑の重さについては，５万円以下としております。

偽りや不正の手段により個人情報の開示を受ける具体例

〇拾った第三者の運転免許証により他人になりすまし，個人情報の開示を受ける。

〇偶然手に入れた第三者の運転免許証のコピーにより，郵送で個人情報の開示を受ける。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　など

Ⅴ　審議会の委員による個人情報の漏えい

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 内　容 |
| **土浦市情報公開・個人情報保護審議会の委員による個人情報の漏えい（土浦市情報公開・個人情報保護審議会条例第１９条の新設）** | **１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金** |

|  |
| --- |
| **新設（土浦市情報公開・個人情報保護審議会条例第１９条）** |
| **（罰則）**  **第１８条　第４条第５項の規定に違反して秘密を漏らした委員は，１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。** |

　　情報公開や個人情報についての重要な事項について審議するため，外部委員により土浦市情報公開・個人情報保護審議会が設置されております。

　　当該審議会は，個人情報についてふれない定例会（会議は公開）においては，委員は，個人の秘密に属する個人情報を知り得ないため，漏えいは想定されませんが，例として個人情報開示請求についての決定に対する審査請求が出された場合は，審議会は会議を非公開として個人情報を含めた審議が執り行われることとなるため，そういったケースでの委員による個人情報の漏えいに対して，新たに罰則を設けるものです。

　　この規定については，個人情報保護条例ではなく，情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正となりますが，両条例を併せて改正するため，５つ目の罰則に関する規定として当資料により記述しております。

審議会の委員による個人情報の漏えいの具体例

〇審査請求で知り得た個人情報を第三者に漏えいする。

〇審査請求で知り得た内容を業者に売却する。　　　　　　　　など

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書概要

１．背景

・情報通信技術の飛躍的な進展により、パーソナルデータの利活用を適正に進めていくことが、官民を通じた重要な課題になっている。

・個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入等について、平成２７年９月に個人情報保護法等改正法が、平成２８年５月に行政機関個人情報保護法（行個法）等改正法が公布された。

・平成２８年１２月に官民データ活用推進基本法が公布・施行された。

２．基本的な考え方

・個人情報保護法では、地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施すること等が規定されている。

・地方公共団体は、法改正の趣旨等を踏まえ、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要である。

３．個人情報保護条例の見直しの方向性等

（１）個人情報の定義の明確化

・指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当である。

・個人識別符号の定義については、行個法等と同じ定義にすることが適当である。

・行個法と同様に、照合の容易性を要件とはしないことが適当である。

（２）要配慮個人情報の取扱い

・要配慮個人情報の定義を設け、行個法等の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当である。

・個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当である。

土浦市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏 名 | 職業（役職名） | 任期 |
| 辻　中　　　豊 | 筑波大学学長特別補佐  （国際担当） | 平成２９年４月１日 ～平成３１年３月３１日 |
| 宮　坂　　　渉 | 筑波大学人文社会系准教授 | 平成２９年４月１日 ～平成３１年３月３１日 |
| 伊 藤 　しのぶ | 弁護士 | 平成２９年４月１日 ～平成３１年３月３１日 |
| 廣 田　 宣 治 | 元土浦市市長公室長 | 平成２９年４月１日 ～平成３１年３月３１日 |
| 岡 田　 美枝子 | 人権擁護委員 　つくば市消費生活センター専門相談員 | 平成２９年４月１日 ～平成３１年３月３１日 |